

## 税 Q & A

問い合わせ 課税課管理係 ☎38-2015

Q 1 軽自動車税の税率が変わるそうですが、平成28年度はどのように変わるのでしょうか。

A 1 平成26年度および27年度の税制改正により軽自動車税の税率が改正され、平成28年度から下記のとおり税額が変わりますのでご注意ください。

また、軽自動車等を廃車や譲渡、盗難等により所有しなくなった場合には、必ず廃車申告をしてください。平成28年3月31日までに手続きを済ませると、平成28年度の軽自動車税はかかりません。

平成28年度の改正内容は次のとおりです。

- 原動機付自転車・125cc以上のバイク・小型特殊自動車等  
(新規に取得されたもの・すでに取得済み等、登録年月日を問いません。)

原動機付自転車・125cc以上のバイク・小型特殊自動車等の税率		
車 種	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車(50cc以下)	1,000円	2,000円
原動機付自転車(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
原動機付自転車(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
原動機付自転車(ミニカー)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円
小型特殊自動車 その他	4,700円	5,900円
小型二輪 250cc超	4,000円	6,000円

- 三輪および四輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けたものは現行税率のままとなりますが、最初の新規検査から13年を経過したものについては新税率のおおむね20%の重課税率が適用されます。

三輪および四輪以上の軽自動車の税率					
車 種		標準税率(年額) 平成28年度から		重課税率(年額) 平成28年度から ※最初(新車)の新規検査から13年を経過したもの	
		現行税率 ※平成27年3月31日までに最初(新車)の新規検査を受けた車両	新税率 ※平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両		
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		家用	4,000円	5,000円	6,000円

ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象外です。

- 軽自動車税のグリーン化特例について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車は、性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分に限り、軽自動車税の税率が軽減されます。軽減割合や税額の詳細については市ホームページをご覧ください。

なお、この特例制度は1年延長になることが予定されています。

Q 2 市たばこ税の税率が変わるそうですが、どのように変わるのか教えてください。

A 2 平成28年4月1日から、市たばこ税の旧3級品に係る特例税率が段階的に縮小・廃止されます。対象の銘柄は、わかば・エコー・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6種類です。税率改正の実施時期と新税率は次のとおりです。

第1段階	平成28年4月1日から	1,000本につき2,925円
第2段階	平成29年4月1日から	1,000本につき3,355円
第3段階	平成30年4月1日から	1,000本につき4,000円
第4段階	平成31年4月1日から	1,000本につき5,262円

## 芦屋税務署からのお知らせ

問い合わせ 芦屋税務署 ☎31-2131(代表)

### 【税務署の申告会場】

- 期間 3月15日まで(土・日・祝日を除く)
- 時間 午前9時～午後5時
- 会場 芦屋税務署3階(作成済みの申告書の提出は1階受付へ)  
※混雑状況や相談内容によって、申告書の作成等に時間を要しますので、申告会場へは、午後4時ごろまでにお越しください。
- ※2月21日(日)・28日(日)は申告会場を開いていますが、混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- ※3月15日(火)まで税務署の駐車場は利用できません。

### 【納付期限と振替納税の利用について】

- 確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は3月15日(火)ですが、振替納税による口座振替は4月20日(水)となります。
- 消費税および地方消費税の納期限は3月31日(木)ですが、振替納税による口座振替は4月25日(月)となります。
- ※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。
- ※振替納税をお申し込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出してください。

## 子育てサポートブック「わくわく子育て」をご利用ください

問い合わせ 子育て推進課子ども係 ☎38-2045



妊娠期から就学前までの子育て行政情報を掲載した「子育てサポートブックわくわく子育て」を作成しました。すでに、市立幼稚園および保育所(園)に配布しています。また、保健センターで母子健康手帳の交付時にお配りするとともに、子育て推進課・子育て支援センターおよびラポルテ市民サービスコーナーにも設置しています。ぜひご利用ください。

## 子育て応援サイト・アプリ「子育てタウン わくわく子育て」をご利用ください

主に就学前の子育てに関する行政情報を集めて載せています。

- 市ホームページをご覧ください。

「こんなときには」の「子育て」のページから検索してください。

HP<http://ashiya-city.mamafre.jp/>

- スマートフォンでもご覧いただけますので、右の2次元コードをご利用ください。



- スマートフォン用アプリで子育て情報が届きます。

アプリをダウンロードすると、子育てイベント情報や子育て行政情報が届きます。

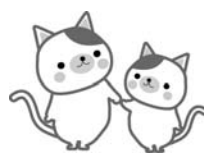
アップルストアまたはグーグルプレイから「子育てタウン芦屋市わくわく子育て」をダウンロードできます。

詳しくは、ホームページにダウンロード方法を載せています。ぜひご利用ください。

## 権利擁護支援フォーラムのお知らせ

問い合わせ 権利擁護支援センター ☎31-0682/☎31-0687

- 日 時 3月12日(土)午後1時30分～4時30分
- 会 場 保健福祉センター3階 多目的ホール
- テ マ 「孤立」させない「孤独」にさせない地域をめざして～ちょっとおせっかいな私たち～
- 内 容 実践報告と対談
- 講 師 平野隆之氏(日本福祉大学社会福祉学部教授)・日置真世氏(NPO法人地域生活支援ネットワークサロン事務局顧問)
- 申し込み 上記へ



## 「次世代育成支援対策推進行動計画」

問い合わせ 子育て推進課政策係 ☎38-2180

市では、平成22年度からの5年間を後期とする少子化対策の行動計画を策定し、26年度目標の達成に向けて、取り組みを進めてきました。

今年度は、後期計画最終年度の評価の年にあたり、「評価委員会」による外部評価を実施し、あわせて後期計画全体の検証を行い総括としてまとめましたので、その概要をお知らせします。

また、今後は次世代育成支援対策推進行動計画を踏まえた子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て施策を推進していきます。

### ■平成26年度実績の評価結果一覧

基本目標	評価	事業数	割合(%)	主 な 事 業
家庭における子育てへの支援	A	52	43	広報紙等による子育て情報の提供、母子家庭等医療費助成
	B	65	53	プレおや教室、園庭開放
	C	5	4	子育て学習会、出前保育
豊かな心・健やかな体を育む環境づくり	A	65	45	学校の給食の充実、こどものほんの研究会
	B	76	52	保・幼の連携強化と積極的交流
	C	5	3	なかよし交流キャンプ
仕事と子育ての両立の推進	A	14	48	保育所の給食の充実、男性の働き方の見直しに向けた啓発
	B	14	48	保育施設の人材育成と資質の向上、幼稚園や小学校との連携・協力
	C	1	4	一時預かり事業
親子が安心して快適に暮らせる環境の整備	A	14	56	夜間の交通安全の確保、街頭巡視活動
	B	11	44	関係機関の連携によるパトロールの強化
	C	0	0	—
子ども・若者の成長と自立に向けた支援	A	26	51	福祉の総合相談窓口、若者相談、親への支援
	B	24	47	人権擁護事業、「福祉から就労」支援事業
	C	1	2	仲間同士の支えあいの支援
合 計	A	171	46	
	B	190	51	
	C	12	3	
合計		373	100	

### <評価の基準>

- A評価 目標を達成したものの、事業内容や制度が拡大したものの、数値的な成果として伸びがあり前進があったと認められるもの
- B評価 事業内容に変化がなく維持継続して行ったものの、過去から実施していて状況が変わらないもの
- C評価 目標が達成できなかったものの、事業内容や制度が後退したものの

### 【後期計画の検証・総括】<<抜粋>>

本市の次世代育成支援対策推進行動計画<後期>においては、5つの基本目標、17の基本施策を掲げ、再掲事業を含む373の具体的事業の実施により子育て支援施策の充実を図ってきた。

推進を図ることができた施策が多くある一方で、子どもの居場所づくりや子ども・若者の社会参加の機会の確保等、課題が残った施策もある。また、保育サービス等の推進においては、当初の目標以上の保育定員を確保し推進を図ることができたが、現在も保育所へ入所待ちの児童が多く、市民のニーズの現状に対応しきれない側面もある。

今後の子育て支援については、これらの課題解決に向けた取り組みとあわせて、市民のニーズや国の動向を注視しながら、さらなる展開を図っていくことが望まれる。

※詳細は、市ホームページまたは行政情報コーナーでご覧になれます。

## 市ホームページ・パンナー広告募集

- 掲載ページ 本市ホームページのトップページ
  - 広告の内容 市の広報媒体としての品位・公共性・公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないもの
  - 規 格 縦60ピクセル×横100ピクセル(G I F形式)・4キロバイト以内
  - 広告料 1枠・月額15,420円(掲載期間1カ月単位)
  - 広告料の納付 市指定の納付書で納付
  - 申し込み 「市ホームページ広告掲載申込書」に広告案を添えて、下記へ。
- ※詳細については市ホームページのトップページ「広告について」をご覧ください。

問い合わせ 広報国際交流課広報係  
☎38-2006/HP<http://www.city.ashiya.lg.jp/>

## 市の財政状況をお知らせします

～住み良いまちづくりを目指して～

問い合わせ 財政課 ☎38-2011

市の予算は毎年4月に始まって翌年3月までの1年間を会計年度として執行されますが、今回は、そのうちの昨年12月までの概況をお知らせします。

平成27年度予算は、「健康」、「福祉」および「教育」に重点を置くとともに、「安全・安心」にも配慮して、各事業に必要な予算を計上しました。

現在の予算は下表のとおりで、一般会計が463億6,498万円、特別会計が317億2,600万円となっており、当初予算に比べて補正予算の追加により27億1,681万7千円、また前年度からの繰越事業の追加により22億5,596万3千円の増額となっています。

市の借金にあたる一般会計の市債残高については、震災関連事業のために平成13年度末には1,119億円に達していましたが、平成26年度末時点では484億円、平成27年11月末時点では464億円となりました。

しかしその一方で、本市でも税金をはじめ各種譲与税・交付金等の一般財源総額の大幅な増加を見込みづらいことや、老朽化した公共施設の更新等の課題を抱えていることから、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。



### ■平成27年度各会計予算額および執行状況 (平成27年12月末現在) 単位:千円

会 計 区 分	現計予算額	収入済額	支出済額	
一 般 会 計	46,364,980	26,307,458	23,843,287	
特 別 会 計	国民健康保険事業	11,143,000	7,130,745	8,332,226
	下 水 道 事 業	3,035,872	1,304,562	1,673,454
	公 共 用 地 取 得 費	6,890,100	40,408	1,209,866
	都 市 再 開 発 事 業	23,535	31,309	12,995
	駐 車 場 事 業	204,100	33,471	105,090
	介 護 保 険 事 業	8,231,393	4,705,105	5,112,807
	宅 地 造 成 事 業	333,000	166,417	23,479
後期高齢者医療事業	1,865,000	1,138,028	1,189,006	
小 計	31,726,000	14,550,045	17,658,923	
財産区	打出・芦屋財産区	8,500	32,475	2,115
変 化 会 計	三条・津知財産区	2,600	2,041	819
小 計	11,100	34,516	2,934	
合 計	78,102,080	40,892,019	41,505,144	

### ■主な建設事業予算の執行状況 (平成27年12月末現在) 単位:千円

事業名	現計予算額	支出済額
庁舎・周辺整備事業に要する経費	970,259	810,630
本庁舎東館新設工事に要する経費	1,651,265	1,616,097
大気汚染対策緑地建設事業(総合公園整備)	521,885	521,885
岩園小学校施設整備事業費	475,100	414,691
体育館・青少年センター改修事業	654,960	586,006

※支出済額には支出予定額が含まれます。

### 自バラ

だより

問い合わせ

選挙管理委員会

☎38-2100

2100

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00



選挙の方法は、国によっていろいろです。例えば、義務投票制を採用する国があります。義務投票制は投票することを法律で義務付ける制度です。世界にはそのような国が30カ国ほどあります。オーストラリアでは国民が投票に行かない場合、原則として20豪ドルが罰金として科せられ、それを拒否して裁判になると50豪ドルが請求されます。厳しい罰則の影響もあり、選挙での投票率は90%以上です。また、ベルギーでは罰金と選挙権制限(シンガポールでは選挙人名簿からの抹消などがあります。キプロスやフィジーでは罰金とともに入獄しなければなりません。

一方、義務投票制の国のように投票率が高いのがスウェーデン等の北欧諸国です。福祉の充実した国らしく、自分たちの暮らしを守るという意識が高いものと思われ、子どもたちへの民主主義教育が徹底されていることも一因でしょう。

選挙権は大切な権利です。選挙に参加するだけでなく、一人ひとりの高い意識が求められています。